

## 1. 子ども・子育て支援制度について（支給認定から保育施設入所まで）

### ①支給認定とは

教育・保育施設の利用を希望する場合は、太良町から支給認定を受ける必要があります。支給認定には以下の3種類があり、認定区分によって利用できる施設や申込先が異なります。

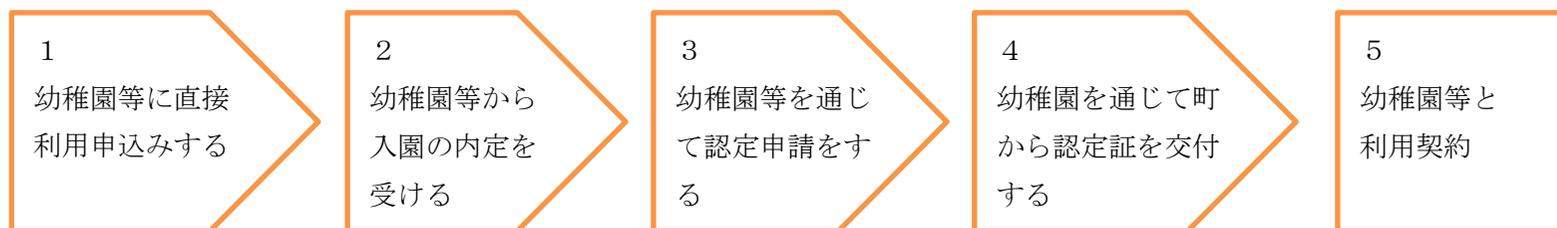
認定区分	子の対象年齢	対象世帯	利用できる施設・事業				申込先
			幼稚園 (注2)	認定こ ども園	保育所	小規模保育 施設(注2)	
1号認定	満3歳～就学前	保育を必要としない世帯	○	○	×	×	施設
2号認定	満3歳～就学前	保育を必要とする世帯	×	○	○	×(注1)	太良町
3号認定	0歳～満3歳未満	保育を必要とする世帯	×	○	○	○	太良町

(注1) 4月1日現在の年齢が2歳の場合、年度途中で満3歳になっても、当年度は小規模保育施設を利用できます。

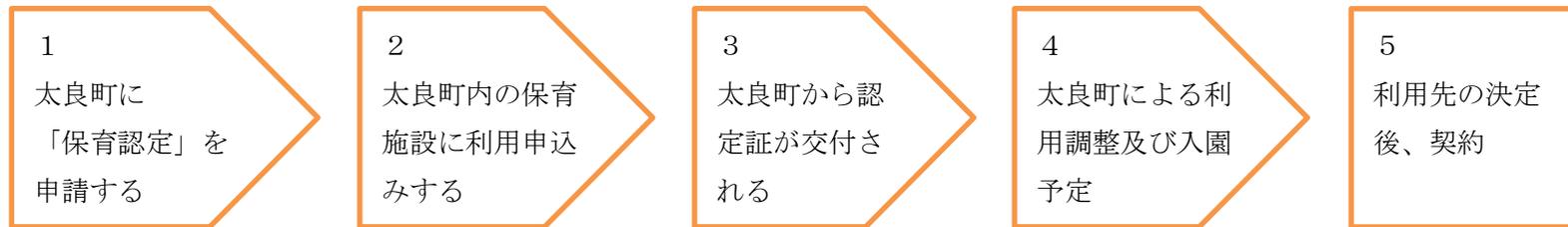
(注2) 平成28年3月末現在において、太良町には事業所はありませんが、他の市町村に存在する施設に入所する場合も、太良町の認定が必要です。

### ②認定区分別制度利用の流れについて

1号認定（教育認定） 幼稚園・認定こども園が該当します。



2・3号認定（保育認定） 認定こども園・保育所が該当します。



### ③2号・3号の認定基準と有効期間について

2号・3号の認定（保育認定）を受けるためには、保護者（父母等）のいずれもが、次のいずれかの理由に該当する場合であって、「保育を必要とする状態であること」が必要となります。

保育が必要な理由	認定の有効期間（保育施設の利用可能期間）
仕事をしている	就労継続中の期間
疾病・障がいのため、保育が困難な状態	治療・療養が必要なくなる日の月末まで
同居の親族等の介護・看護をしている	介護・看護が必要なくなる日の月末まで
自宅や近所の火災等の災害復旧に当たっている	災害復旧が完了する日の月末まで
出産準備や出産後の休養が必要である	出産予定日の前後8週を含む月初めから月末まで
職業訓練校や専門学校等に通っている	最終通学日の月末まで
虐待や配偶者等からのDVのおそれがあるとき	危険性がなくなるまで
その他	町長が必要と認める期間

#### ④保育必要量（保育施設を利用できる時間）について

2号・3号の認定（保育認定）を行う場合、同時に保育必要量の認定を行います。

保育必要量には、「保育標準時間」と保育短時間」の2種類があります。

- ・保育標準時間認定：1日に最大11時間、保育施設の利用が可能
- ・保育短時間：1日に最大8時間、保育施設の利用が可能

ただし、それぞれ延長保育を利用する場合はそれ以上の利用ができます。

保育必要量の認定は、保護者の保育を必要とする理由や就労時間によって行います。

##### 【保育必要量の例】

保育必要量	認定例
保育標準時間	<ul style="list-style-type: none"><li>・両親のいずれもが、ほぼフルタイムで就労する場合 (月120時間以上の勤務)</li><li>・父親が就労し、母親が妊娠・出産により、こどもを保育することができない場合</li><li>・ひとり親家庭で、保護者がほぼフルタイムで就労する場合 等</li></ul>
保育短時間	<ul style="list-style-type: none"><li>・両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合またはそれに近い場合 (月64時間以上120時間未満)</li><li>・両親の1人が就労しているが、1人が求職活動をするにより、こどもを保育することができない場合</li><li>・両親のいずれかが育児休業期間中である場合</li><li>・ひとり親世帯で、保護者がパートタイムで就労する場合またはそれに近い場合 等</li></ul>

## ●利用時間のイメージ

利用時間から外れた時間を利用する場合や、1日に利用できる最大の時間を超えて利用する場合は、延長保育となります。それぞれの保育施設の標準的な利用時間は、各保育施設にお尋ねください。

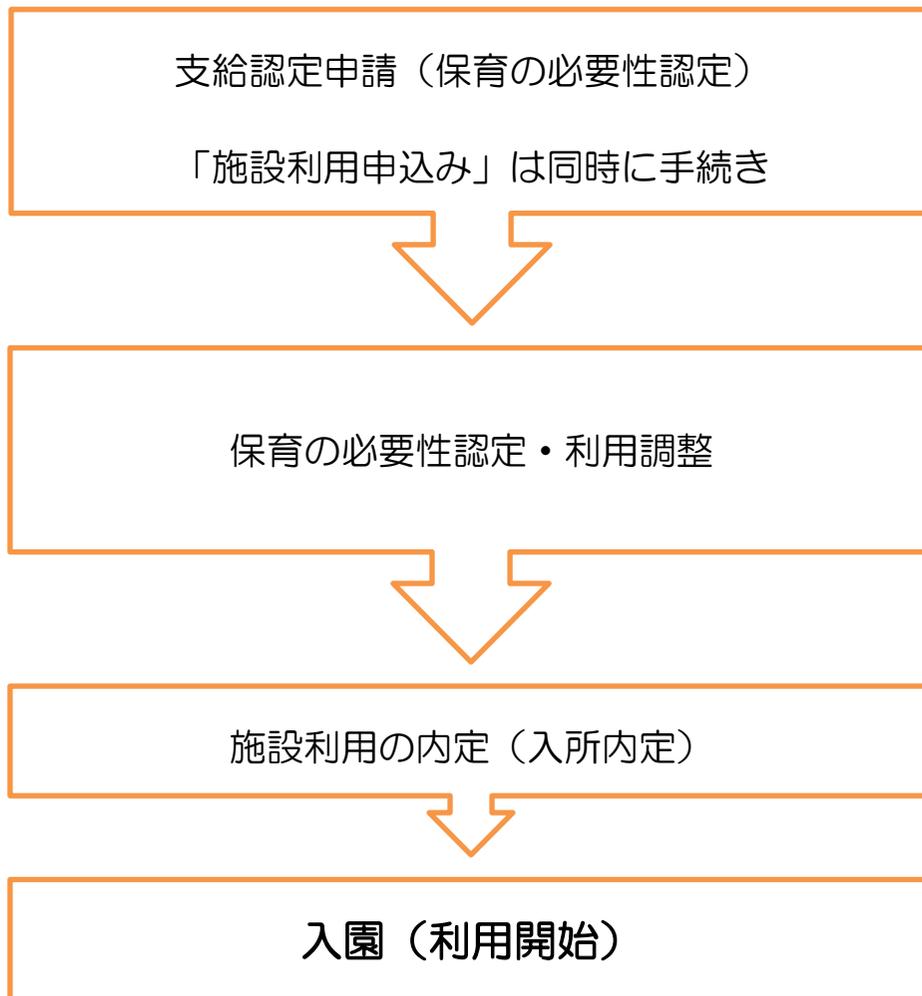
<ある施設の例>

7:00	7:30	8:00	16:00	18:30	19:00
延長保育	延長保育	保育短時間利用（8時間）		延長保育	
延長保育	保育標準時間利用（11時間）				延長保育

## ⑤広域保育施設入所について

太良町にお住まいでも、町外の保育施設を希望することができます。申込先は太良町となります。申込受付後、希望保育施設のある市町村と保育協議をする必要がありますので、通常の入所決定より時間がかかります。また、自治体によっては広域保育の受入条件を設けている場合がありますので、ご自身で希望施設所在の市町村に事前に確認されたうえで、申込みしてください。

## ⑥保育施設利用のために（申請から入園まで）



- 申請後30日以内に認定をおこないます。4月入所申込みの場合は、2月下旬決定予定となります。
- 在園児の継続申請は、現況届と合わせて申請してください。
- 申請書を基に、保育の必要性や必要量について確認します。電話等でお話しを伺いすることもあります。
- 利用申込みが、利用定員を上回る場合には、優先度合を考慮して調整します。
- 平成28年2月下旬に利用契約決定通知書と支給認定証を同時に送付します。
- 入園に必要な持ち物など、事前に園から説明を受けてください。
- 利用契約決定通知書には、利用施設や利用期間及び保育料等をお知らせしています。

## ⑦支給認定・入所申込みに必要な書類について

1. 支給認定申請書兼入所申込書（在園児の継続の場合は、現況届兼入所申込書）
2. 保育の必要性を証明する書類（以下の表中で該当するものを提出）

保育が必要な理由	必要書類
仕事をしている（月64時間以上）	雇用証明書、就労証明書・内職証明書、自家営業申立書
疾病・障がいのため保育が困難な状態	診断書または障害者手帳等の写し
同居親族等の介護・看護をしている	介護（看護）申立書、診断書や介護保険被保険者証ほか
出産予定（予定日の前後8週を含む月初めから月末）	母子手帳の写し（母の氏名、出産予定日のわかるもの）
職業訓練校や専門学校等に通学している	在学証明書及びカリキュラムのわかるもの
仕事を探している	求職届の写しほか

3. 保育料納付確約書
4. 保育所入所申込みにかかる調査票
5. 保育料の算定に必要な書類（以下の書類を添付すること）

家庭の状況	必要書類
ひとり親家庭の場合	児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費受給資格者証の写し など
同居の親族の中に障がい者等がいる場合	障害者手帳の写しまたは療育手帳の写し
入所年1月1日に居住していなかった場合	前居住市町村の課税証明書、確定申告書等

※必要書類は、太良町役場か入所希望の保育施設においてあります。

なお、「現況届兼入所申込書」は、保護者名、児童名など11月末現在の入所者情報を表記して準備しますので、変更等あれば、修正して提出してください。